

学校において予防すべき感染症と出席停止について

学校において予防すべき感染症と診断された場合には、学校保健安全法第条19条の規定により、出席停止の措置をとることができます。出席停止期間は、「出席すべき日数」から差し引かれます。

出席停止期間中は、医師の指示に従って十分に静養するとともに、感染予防のため友人等との接触を避けてください。また、他の生徒への感染の恐れがなくなり、医師から登校の許可が出ましたら、出席停止期間報告書に保護者が記入し、担任に提出してください。

種類	感染症名	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、ラッサ熱、マールブング熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る）、鳥インフルエンザ（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型型がH5N1であるものまたはH7N9に限る。）	治癒するまで ※左記以外に、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」第六条第七項から第九項までに規定する「新型インフルエンザ等感染症」、「指定感染症」及び「新感染症」は、第1種の感染症とみなす。
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ H5N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後、3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、または舌下腺の腫脹が発症した後5日を経過し、かつ全身症状が良好になるまで
	風疹（3日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後、2日経過するまで
	結核 髄膜炎菌性髄膜炎 新型コロナ感染症	感染のおそれがないと認められるまで 発症の翌日から5日を経過し、かつ症状が軽快してから1日を経過するまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス、パラチフス 腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎、その他の感染症	病状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで

*ただし、第2種の各出席停止期間は基準であり、病状により学校医その他の医師において感染症のおそれがないと認められる場合については、この限りではない。

きりとり

出席停止期間報告書 (保健室保管)

呉港高等学校校長様

年 組 番 氏名

* 病名

* 出席停止期間 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

* 診断を受けた医療機関名 電話番号

令和 年 月 日

保護者氏名 (自署) (印)